

外郭団体に関する特別委員会資料

令和元年7月29日

## 令和元年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

# 目 次

	ページ
I 公 社 設 立 の 趣 旨 .....	1
II 公 社 の 概 要 .....	1
1. 名 称 .....	1
2. 所 在 地 .....	1
3. 設 立 年 月 日 .....	1
4. 出 資 金 .....	1
5. 機 構 .....	2
6. 役 職 員 数 .....	3
7. 評 議 員 及 び 役 員 .....	3
III 定 款 .....	4
IV 平 成 3 0 年 度 事 業 報 告 .....	9
1. 事 業 報 告 .....	9
2. 正 味 財 産 増 減 計 算 書 .....	12
3. 貸 借 対 照 表 .....	13
4. 財 産 目 録 .....	14
5. 収 入 明 細 書 .....	15
6. 支 出 明 細 書 .....	15
7. 事 業 別 収 支 .....	15
8. 財 務 状 況 .....	16
V 令 和 元 年 度 事 業 計 画 .....	17
1. 事 業 計 画 .....	17
2. 経 営 改 善 の 取 組 み 状 況 .....	19
3. 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書 .....	21
4. 予 定 貸 借 対 照 表 .....	22
5. 予 定 収 入 明 細 書 .....	23
6. 予 定 支 出 明 細 書 .....	23
7. 予 定 事 業 別 収 支 .....	23
VI 平 成 3 0 年 度 主 要 事 業 計 画 ・ 実 績 比 較 表 .....	24
VII 主 要 事 業 の 推 移 (平 成 2 8 ～ 3 0 年 度) .....	24

## I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

## II 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

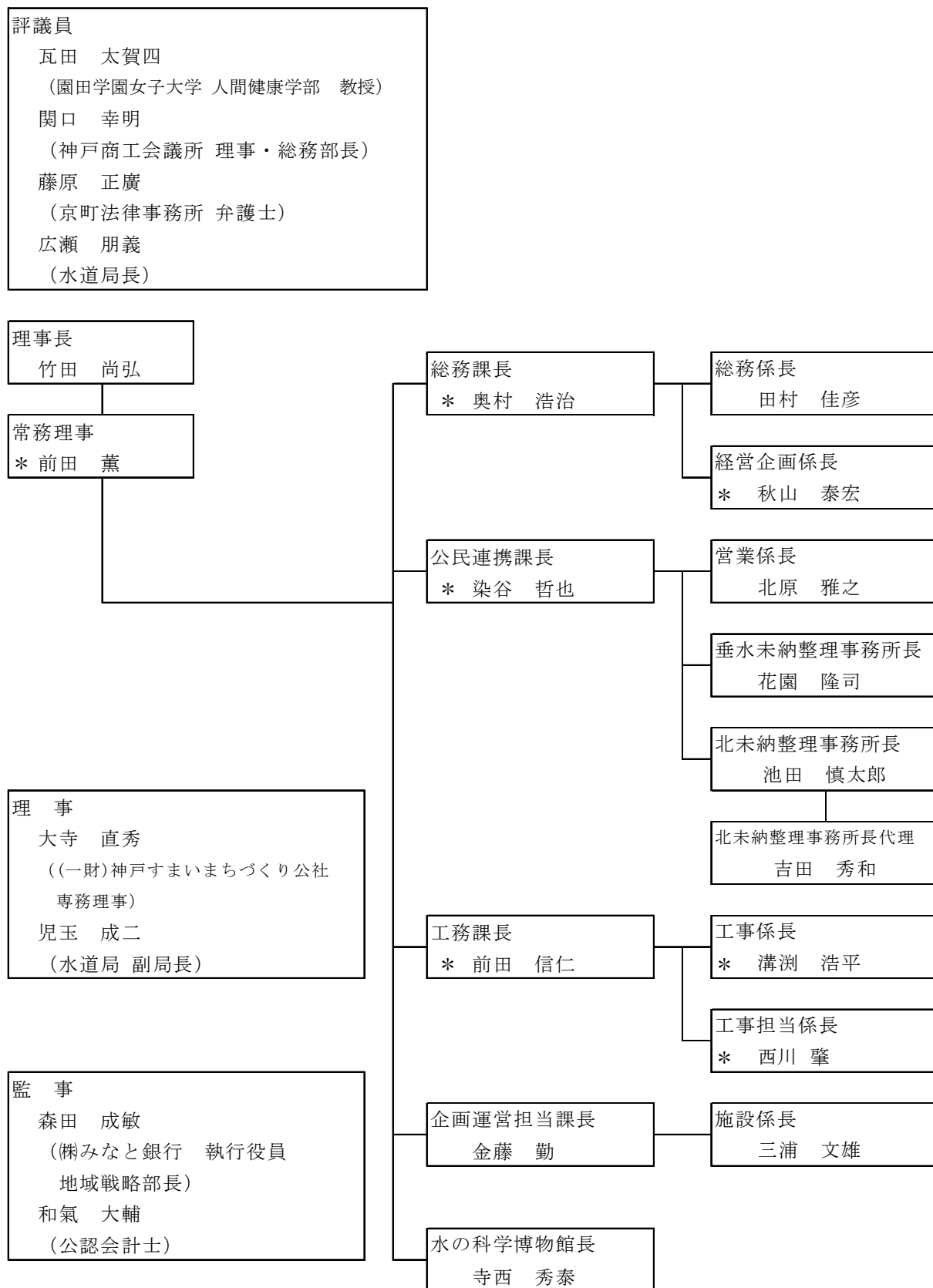
名称変更登記 昭和60年7月22日

名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 資 金 110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

## 5. 機 構



\*は、神戸市水道局派遣職員（再任用職員を含む。）

## 6. 役職員数（常勤）

令和元年5月1日現在（単位：人）

区分 課	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課	2(1)	1(1)	2(1)	2		6	13(3)
公民連携課		1(1)	4	1		9	15(1)
工務課		2(1)	3(2)		7	8	20(3)
水の科学博物館		1		1		1	3
計	2(1)	5(3)	9(3)	4	7	24	51(7)

( )内は神戸市水道局派遣職員数で内数（再任用職員を含む。）

## 7. 評議員及び役員

### (1) 評議員

氏名	備考
瓦田 太賀四	園田学園女子大学 人間健康学部 教授
関口 幸明	神戸商工会議所 理事・総務部長
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
広瀬 朋義	神戸市 水道局長

### (2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	竹田 尚弘	
常務理事	前田 薫	神戸市 水道局担当部長
理事	大寺 直秀	(一財)神戸すまいまちづくり公社 専務理事
理事	児玉 成二	神戸市 水道局副局長
監事	森田 成敏	(株)みなと銀行 執行役員 地域戦略部長
監事	和氣 大輔	公認会計士

### Ⅲ 定款

## 一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。



(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦

4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。

5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

## IV 平成30年度事業報告

### 1. 事業報告

昭和60年に市民皆水道が達成され、公社事業は従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務、施設管理など管理的業務に重点を移してきた。

平成30年度は、中部センター・西部センター・垂水センター管内の満了メーター取替業務を行った。また、関東圏で実績を有する企業との共同企業体で、垂水センター管内のメーター検針業務、垂水センター管内及び北センター管内の未納整理等業務を行った。さらに、水道局以外の部局の事業や、民間施設や近隣他都市の水道関連事業を受託した。

一方で、西部センター・垂水センター管内の満了メーター取替業務等は、現行契約の期間が満了し、終了した。

#### (1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替えた。

事業量 68,293件（撤去含む）

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について、調査及び勧奨の業務を行った。

#### (2) 水道施設の管理

##### ① 「神戸市水の科学博物館」の管理運営

平成28年度から、水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である「奥平野浄水場旧急速ろ過場上屋」に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務を行った。（3年目）

また、平成31年1月に新設された水の科学博物館駐車場（7台）の管理運営業務も新たに行った。

来館者数 44,555人

##### ② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

##### ③ 新港第4突堤共同溝の維持管理

電気、ガス、水道、NTT等が共同で占用している「新港第4突堤共同溝」の維持管理を行った。

##### ④ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を行った他、宝塚市配水施設の保守管理（令

和3年5月まで実施予定)を行った。

(3) メーター検針・徴収事務

① メーター検針

水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、2か月毎にメーターの検針を行い、使用水量及び料金を使用者に通知した。

事業量 1,364,914件

② 未納整理事務等

納期限が過ぎた未納料金について戸別訪問等により納付を督促し、収入の確保にあたりるとともに、転宅時の現場精算事務等を行った。

事業量 39,425件

③ その他

不着返送納付書の原因調査及び再配布等を行った。

(4) 設計・工事関連業務

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

鶴越墓園内の給水管更新及び道路舗装補修工事を実施した。

② 西神墓園給水管仮移設工事

民間の敷地内に敷設されている西神墓園の給水管が建物の建替工事に支障となるため、緊急に対応が必要な箇所の移設工事を行った。

③ 工業用水スマートメーター更新作業監理委託

新たに、平成30年度メーター更新作業の管理、メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応・調査等を行った。併せて、スマートメーター設置を想定した令和元年度メーター更新の事前調査も行った。

④ 明石－神戸緊急時連絡管整備監督業務

新たに、明石市と神戸市を結ぶ緊急時連絡管整備工事の監督を行った。

⑤ 水道施設草刈作業・舗装作業

新たに、草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置等に係る設計を行った。

⑥ 不断水穿孔工事の監理

不断水穿孔工事の調整・監督を行った。

⑦ 民間施設への給水管新設工事

他人の敷地内に布設されていた老朽した給水管を公道に新設する工事について、関係部局等の調整、設計、工事申請、工事発注、工事監督を行った。

(5) 調査・支援等業務

① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス・コ

ンサルティング等を行った。また、水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICA課題別研修の委託業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行った。

② 受水槽の適正管理等

適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

③ 国内事業体支援

県下の水道事業体が抱える体制縮小・技術継承などの課題に対応するため、事業体の新たなニーズを把握しながら、公社の技術力を活かした業務受託に向けた取り組みを行った結果、新たに指定給水装置工事事業者研修業務（明石市）及び鉄管工資格試験問題作成業務（姫路市）を実施した。

(6) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② お客さまデータ受付入力等業務

お客さまからの口座振替利用申込に関する手続、閉開栓申込データのシステム入力、申込書の送付処理等を行った。

③ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として集合住宅の「水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。

2. 正味財産増減計算書  
 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	708,560,382	営業収益	732,263,220
期間満了メーター取替事業費	144,300,656	期間満了メーター取替事業収益	174,229,701
施設管理事業費	106,236,464	施設管理事業収益	100,768,192
検針・徴収事務事業費	205,546,480	検針・徴収事務事業収益	178,930,967
調査・システム管理等事業費	48,500,781	調査・システム管理等事業収益	109,738,900
管工事事業費	150,505,215	管工事事業収益	168,595,460
一般管理費	53,470,786		
営業外費用	322,005	営業外収益	2,493,524
雑損失	322,005	受取利息	57,821
		雑収入	2,435,703
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	708,882,387	合計	734,756,744
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	25,874,357
(1)補助金 一千円		法人税等充当額	122,000
(2)委託料 620,603千円		当期純利益	25,752,357

### 3. 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	390,771,549	未払金	201,721,207
未収金	161,903,796	未払費用	2,631,628
貯蔵品	747,728	未払法人税等	122,000
前払金	932,212	前受金	113,400
		預り金	3,629,324
		賞与引当金	8,888,788
流動資産合計	554,355,285	流動負債合計	217,106,347
2. 固定資産		2. 固定負債	
その他固定資産		預り保証金	359,520
構築物	8,545,000	退職給付引当金	123,256,027
工具器具備品	18,714,650	固定負債合計	123,615,547
減価償却累計額	△26,148,943	負債合計	340,721,894
土地	10,719,000	III 正味財産の部	
電話加入権	1,862,160	1. 一般正味財産	
敷金保証金	207,250	一般正味財産	237,532,508
長期性預金	10,000,000	正味財産合計	237,532,508
その他固定資産合計	23,899,117		
固定資産合計	23,899,117		
資産合計	578,254,402	負債及び正味財産合計	578,254,402

(注) 1. 貯蔵品の評価方法について  
移動平均法による。

2. 固定資産の減価償却の方法について  
(1)建物, 構築物 定額法による。  
(2)機械装置, 工具器具備品 定率法による。

3. 引当金の計上基準等について

- (1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。  
(2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録  
(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	485,532	職員手当等	196,965,007
普通預金、大口定期預金	390,286,017	消費税精算確定額	4,756,200
未収金		未払費用	
水道局受託料	83,822,679	電気料金、ガス料金、電話料金等	2,631,628
その他の受託料	78,081,117	未払法人税等	
貯蔵品		法人市民税等	122,000
給水材料等	747,728	前受金	
前払金		駐車場使用料	113,400
労働災害総合保険	532,640	預り金	
事務所使用料等	399,572	源泉所得税及び社会保険料等	3,629,324
流動資産合計	554,355,285	賞与引当金	
固定資産		正規職員、常勤嘱託職員	8,888,788
その他固定資産		流動負債合計	217,106,347
構築物		固定負債	
駐車場	8,545,000	預り保証金	
什器備品		駐車場保証金	359,520
漏水探知機他	18,714,650	退職給付引当金	
減価償却累計額	△26,148,943	退職給付引当金	123,256,027
土地		固定負債合計	123,615,547
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
敷金保証金			
駐車場敷金等	207,250		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	10,000,000		
その他固定資産合計	23,899,117		
固定資産合計	23,899,117	負債合計	340,721,894
資産合計	578,254,402	正味財産	237,532,508



## 5. 収入明細書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	732,263,220	111,659,755	620,603,465	0
期間満了メーター取替事業	174,229,701	0	174,229,701	0
施設管理事業	100,768,192	34,652,701	66,115,491	0
検針・徴収事務事業	178,930,967	1,100,000	177,830,967	0
調査・システム管理等事業	109,738,900	19,154,164	90,584,736	0
管工事業	168,595,460	56,752,890	111,842,570	0
営業外収益	2,493,524	2,493,524	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	734,756,744	114,153,279	620,603,465	0

## 6. 支出明細書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	708,560,382	255,994,012	312,715,763	138,834,000	1,016,607	0
期間満了メーター取替事業	144,300,656	78,807,048	65,351,912	0	141,696	0
施設管理事業	106,236,464	39,571,434	66,555,750	0	109,280	0
検針・徴収事務事業	205,546,480	66,751,074	138,792,248	0	3,158	0
調査・システム管理等事業	48,500,781	32,836,737	15,022,762	0	641,282	0
管工事業	150,505,215	7,501,121	4,170,094	138,834,000	0	0
一般管理費	53,470,786	30,526,598	22,822,997	0	121,191	0
営業外費用	322,005	0	0	0	0	322,005
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	708,882,387	255,994,012	312,715,763	138,834,000	1,016,607	322,005

## 7. 事業別収支

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	732,263,220	708,560,382	23,702,838
期間満了メーター取替事業	174,229,701	144,300,656	29,929,045
施設管理事業	100,768,192	106,236,464	△ 5,468,272
検針・徴収事務事業	178,930,967	205,546,480	△ 26,615,513
調査・システム管理等事業	109,738,900	48,500,781	61,238,119
管工事	168,595,460	150,505,215	18,090,245
一般管理費	0	53,470,786	△ 53,470,786
営業外損益	2,493,524	322,005	2,171,519
経常損益	734,756,744	708,882,387	25,874,357
特別損益	0	0	0
合 計	734,756,744	708,882,387	25,874,357

## 8. 財 務 状 況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	29 → 30増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 10,656	▲ 48,225	25,875	74,100
		経常収益	731,135	730,126	734,757	4,631
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	731,135	730,126	734,757	4,631
		経常費用	741,791	778,351	708,882	▲ 69,469
		うち事業費（公益）	7,528	7,653	7,527	▲ 126
		うち事業費（公益以外）	699,358	741,410	674,314	▲ 67,096
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	34,905	29,288	27,041	▲ 2,247
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 6,772	▲ 2,959	0	2,959	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	6,772	2,959	0	▲ 2,959	
	法人税、住民税及び事業税	172	164	122	▲ 42	
	当期一般正味財産増減額	▲ 17,600	▲ 51,348	25,753	77,101	
	一般正味財産期首残高	280,728	263,128	211,780	▲ 51,348	
	一般正味財産期末残高	263,128	211,780	237,533	25,753	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
指定正味財産減少額		0	0	0	0	
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		0	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	0	0	
正味財産期首残高	280,728	263,128	211,780	▲ 51,348		
当期正味財産増減	▲ 17,600	▲ 51,348	25,753	77,101		
正味財産期末残高	263,128	211,780	237,533	25,753		
貸借対照表（B/S）	資産合計	516,965	476,031	578,254	102,223	
	流動資産	408,413	450,731	554,355	103,624	
	固定資産	108,552	25,300	23,899	▲ 1,401	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	253,837	264,251	340,722	76,471	
	流動負債	125,948	137,874	217,106	79,232	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	127,889	126,377	123,616	▲ 2,761	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	263,128	211,780	237,533	25,753	
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	263,128	211,780	237,533	25,753		

## V 令和元年度事業計画

### 1. 事業計画

#### (1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターを期限到来前に取り替える。

事業量 24千個

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について、調査及び勧奨の業務を行う。

#### (2) 水道施設の管理

##### ① 水の科学博物館の管理運営

水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である「奥平野浄水場旧急速ろ過場上屋」に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務を行う。（4年目）

また、平成31年1月に新設された水の科学博物館駐車場（7台）の管理運営業務も行う。

##### ② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定の調整・監督等を行う。

##### ③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を行う他、宝塚市配水施設の保守管理も行う。

#### (3) メーター検針・徴収事務

##### ① メーター検針

水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、2か月毎にメーターの検針を行い、使用水量及び料金を同時に使用者に通知する。

事業量 1,690千件

##### ② 未納整理事務等

納期限が過ぎた未納料金について戸別訪問等により納付を督促し、収入の確保にあたり、転宅時の現場精算事務を行う。

事業量 43千件（競争性導入対象含む）

##### ③ その他

不着返送納付書の原因調査及び再配布等を行う。

#### (4) 設計・工事関連業務

##### ① 鶴越墓園インフラ再整備工事

設置以来、老朽化が著しい鶴越墓園内の給水管等水道施設の再整備工事に係る、発注関係事務及び工事監督を行う。（3年目）

② 工業用水メーター更新作業監理業務

令和元年度メーター更新（9箇所）作業の管理，メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応・調査等を行う。併せて，スマートメーター設置を想定した令和2年度メーター更新（5箇所）の事前調査も行う。

③ 水道施設草刈作業・舗装作業

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り，防草シートの設置工事の工事発注・工事監督を行う。

④ 第二神明道路内管路整理設計業務

第二神明名谷ICから旧西垂水ポンプ場までの現在は使われていない送水管（φ700）の内部にモルタルを注入する工事のための工法の検討・設計を行う。

⑤ 不断水穿孔工事の監理業務

不断水穿孔工事の調整・監督業務を行う。

(5) 調査・支援等業務

① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき，事業計画，施設整備，事業運営，維持管理運営，危機管理等に関するアドバイス・コンサルティング等を行う。また，水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として，JICA課題別研修の委託業務を受託し，都市上水道の浄水・水質に関する研修を行う。

② 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行う。

③ 国内事業体支援

県下の水道事業体が抱える体制縮小・技術継承などの課題に対応するため，事業体の新たなニーズを把握しながら，公社の技術力を活かした業務受託を目指す。

(6) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用した事業を行う。

駐車可能台数 26台

② 給水管データ更新業務

給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加，修正を管路情報管理システムにより行う。

③ 配管詳細図の整備

管路情報管理システムの効率的活用を図るため，配管詳細図をCADシステムにより作成する。

④ 給水設計台帳システム管理業務

水道局各センターにおいて，給水設計書・各種承諾書の入力を行う。

⑤ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行う。

## 2. 経営改善の取組み状況

神戸市水道局では、神戸市外郭団体経営検討委員会の提言を受け、当公社において早期の見直しが必要な事業などを廃止するとともに、平成19年度以降、順次、競争性を導入してきた「メーター検針業務」について、平成25年度、全市での競争性の導入を完了させるなど、順次、事業の見直しを進めてきたところである。

平成25年度には、水道局において、神戸市水道サービス公社事業に関するあり方検討委員会が設置され、平成26年2月に「水道サービス公社事業のあり方に関する意見」がとりまとめられた。

当公社では、同意見書の内容を真摯に受け止め、当公社の経営環境の変化と時代の要請に的確に対応できるよう、同意見書において集中改革期間として設定された5年間の計画期間とする新たな中期経営計画（平成26年度～平成30年度）を平成26年9月に策定し、本計画を公社経営改革の道筋として、公民連携の推進、競争性導入への対応、新規事業の開拓及び人材育成などの取り組みを行ってきた。

その後、メーター検針以外の満了メーター取替業務及び未納整理業務においても、順次競争性が導入されたが、その結果、平成30年度末時点で、①満了メーター取替業務は中部センター ②メーター検針業務においては関東圏で実績を有する企業との共同企業体で垂水センター ③未納整理等業務においては同じく共同企業体で垂水及び北センター分の受注となっている。

また、令和元年10月からの垂水センター・北センター管内の検針・未納・メーター閉開栓業務を合わせた包括委託業務の受託を目指していたが、落札には至らず、先日入札のあった令和元年10月からの満了メーター取替業務については、引き続き中部センター管内の業務を落札することができた。

今後、令和元年度が最終年度となる「水の科学博物館」の次期指定管理者選定の手続きに向けて準備を進めていく。

このような状況を踏まえ、今後の公社の方向性の検討と新たな経営の柱となる事業の一つとして近隣自治体や民間の業務ニーズの把握に努め、令和2年度からスタートする次期計画の策定を水道局と連携して進めるとともに、次期計画が実現できる人材の確保や育成など体制整備に引き続き取り組んでいく。

また、令和元年度においても、新規事業の開拓、業務量に見合った効率的な執行体制の構築、正規職員等の給与削減の継続、非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用などにより、当公社の経常費用の約5割を占める人件費の抑制・削減に努め、あわせて、一層の物件費の削減、業務効率向上策の実施等、徹底した合理化、効率化を推進するなど、あらゆる経営改善策を積み重ねることにより、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で、一定の役割を担っていく。

[令和元年度経営改善策]

(1) 人件費の抑制・削減

- ・ 正規職員及び常勤嘱託職員を含む給与カットの継続や賞与支給率の見直し

(2) 効率的執行体制の確立

- ・ 業務量に見合った効率的な執行体制の構築

(3) 新規事業の開拓

- ・ 水道局以外の部局や他都市等からの新規事業の開拓

(4) 人材の確保・育成

- ・ 次期計画の実現と会社の将来を担うための人材の確保・育成

### 3. 予定正味財産増減計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	823,395	営業収益	823,395
期間満了メーター取替事業費	101,050	期間満了メーター取替事業収益	105,909
施設管理事業費	81,611	施設管理事業収益	73,736
検針・徴収事務事業費	234,322	検針・徴収事務事業収益	228,742
調査・システム管理等事業費	286,322	調査・システム管理等事業収益	323,008
管工事事業費	85,516	管工事事業収益	92,000
一般管理費	34,574		
営業外費用	250	営業外収益	622
雑損失	250	受取利息	320
		雑収入	302
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	823,645	合計	824,017
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	372
(1)補助金 一千円		法人税等充当額	172
(2)委託料 683,994千円		当期純利益	200

#### 4. 予定貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	254,247	未払金	36,072
未収金	116,285	未払費用	2,282
貯蔵品	748	未払法人税等	164
前払金	1,273	前受金	113
		預り金	4,434
		賞与引当金	8,273
流動資産合計	372,553	流動負債合計	51,338
2. 固定資産		2. 固定負債	
その他固定資産		預り保証金	336
構築物	8,545	退職給付引当金	127,041
工具器具備品	18,715	固定負債合計	127,377
減価償却累計額	△27,016	負債合計	178,715
土地	10,719	III 正味財産の部	
電話加入権	1,862	1. 一般正味財産	
敷金保証金	317	一般正味財産	216,980
長期性預金	10,000	正味財産合計	216,980
固定資産合計	23,142		
資産合計	395,695	負債及び正味財産合計	395,695

※上記予定貸借対照表は、平成31年3月現在で作成しており、平成30年度の確定決算額に置きなおした場合、正味財産は、237,733千円となる。



## 5. 予定収入明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	823,395	139,401	683,994	0
期間満了メーター取替事業	105,909	0	105,909	0
施設管理事業	73,736	15,655	58,081	0
検針・徴収事務事業	228,742	0	228,742	0
調査・システム管理等事業	323,008	31,746	291,262	0
管工事事業費	92,000	92,000	0	0
営業外収益	622	622	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	824,017	140,023	683,994	0

## 6. 予定支出明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	その他
営業費用	823,395	261,137	561,391	0	867	0
期間満了メーター取替事業	101,050	69,473	26,693	0	106	0
施設管理事業	81,611	33,238	47,460	0	29	0
検針・徴収事務事業	234,322	83,822	145,164	0	3	0
調査・システム管理等事業	286,322	49,995	232,223	0	641	0
管工事事業費	85,516	1,792	83,422	0	0	0
一般管理費	34,574	22,817	26,429	0	88	0
営業外費用	250	0	0	0	0	250
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	823,645	261,137	561,391	0	867	250

## 7. 予定事業別収支

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	823,395	823,395	0
期間満了メーター取替事業	105,909	101,050	4,859
施設管理事業	73,736	81,611	△ 7,875
検針・徴収事務事業	228,742	234,322	△ 5,580
調査・システム管理等事業	323,008	286,322	36,686
管工事事業費	92,000	85,516	6,484
一般管理費	0	34,574	△ 34,574
営業外損益	622	250	372
特別損益	0	0	0
合 計	824,017	823,645	372

## VI 平成30年度主要事業計画・実績比較表

事業名	事業計画	実績	増△減
1. 期間満了メーター取替事業	110,000件	68,293件	△41,707件
2. 検針・徴収事務事業			
メーター検針	1,370,000件	1,364,914件	△5,086件
未納整理等	35,000件	39,425件	4,425件

## VII 主要事業の推移（平成28～30年度）

事業名	28年度	29年度		30年度	
	実績	実績	対前年比	実績	対前年比
1. 期間満了メーター取替事業	88,335件	81,409件	92.2%	68,293件	83.9%
2. 検針・徴収事務事業					
メーター検針	2,450,529件	2,102,007件	85.8%	1,364,914件	64.9%
未納整理等	122,729件	83,345件	67.9%	39,425件	47.3%